

Title	十七世紀に於ける日本司教増置問題
Sub Title	The problem of increasing of bishop in Japan, in the 17th century
Author	岡本, 良知(Okamoto, Yoshitomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.23, No.4 (1949. 6) ,p.33(429)- 60(456)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特輯ザビエル研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19490600-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19490600-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 十七世紀に於ける

## 日本司教増置問題

岡 本 良 知

一

日本に司教區の創設されたのは、一五八八年一月十九日付の教皇シスト五世の教皇令によるところである。<sup>(1)</sup>これと同時にポルトガルの耶蘇會管區長であつたセバスチヤン・モライスが府内司教に任命された。この初代の司教に耶蘇會士たるポルトガル人を選んだことは、當時の日本の布教事情に最も適切な處置であつた。何故なら一五八八年には日本には耶蘇會以外の修道會がなく、而かもそれはポルトガル政府の支持を受けて、三十餘年間の努力により極めて好成績を擧げ、その上一五八五年一月二十八日のグレゴリオ十三世の教皇令及び同年四月のフエリッペ二世の勅令により、<sup>(2)</sup>耶蘇會以外の他の修道會の

日本布教が禁ぜられた直後であつたからである。原則として司教が必ずしも耶蘇會出身に限られなかつたのは、その以前からポルトガルの最も重要な植民地たる印度ゴアの司教に多くは他の修道會士が任ぜられた例によつても知られる。但しポルトガルの植民地にはポルトガル人を、エスパニヤの領土にはエスパニヤ人を以て充てたのは殆んど例外のない事實である。さうして日本では、その後他の修道會が布教に加はつてからも、耶蘇會士にしてポルトガル人を司教に任ずる前例が踏襲されたが、それは勿論耶蘇會が傳統的にも實際的にも布教の樞軸をなし依然としてポルトガル政府の援護に頼つてゐたからである。その事實は次のやうに経過した。前述の初代司教モライスが任命された年、日本へ赴任する途中八月十九

日夜モザンビック近海で遭難し逝去したから、次いで一五九一年二月十七日に、印度の耶蘇會管區長であつた、ペドロ・マルチンスが選任せられ、更に一五九四年ルイス・セルケイラが府内司教の任を受けて、同年リスボアより日本に向ひ、一五九八年八月五日に着任した。それは前任者マルチンスの日本を去つて印度へ歸る途中シシガポールで昇天した六箇月後にあたる。セルケイラの在任は、一六一四年二月十六日長崎で世を去るまでの十五年間の久しきに亘つた。

この間に於て、豫てからフィリッピン群島を基礎として周邊の諸國への布教を熱望してゐたエスパニヤ派遣の諸修道會が相次いで日本へ入國した。即ち一五九三年よりはフランシスコ會士が、十七世紀早々にはドミニコ會士、アグスチーノ會士が布教に参加した、彼等は前述のグレゴリオ十三世の教皇令が出るに直ぐに、それに不服を唱へ、あらゆる手段を以てその廢止に盡力した程であるから、日本渡來後もこの教皇令を無視し、而かも舊來の耶蘇會の布教方針の一部分に批難をさへ加へたので、前述の教皇令やエスパニヤ國王の勅令を楯とする耶蘇會との間に深刻な反感が生じ、論争が繰り返されて暫くは解けさうもなかつた。司教は勿論耶蘇會の主張を支持し他の修道會に日本退去を要請したことも數度であつた。

さうしてフィリッピンより來た三修道會も、日本にその信者の數を増し教勢が伸張するに伴うて、耶蘇會出身の司教の下ではその活動が好都合には行かなかつた。

されば、セルケイラ司教の逝去によつて、パジェスの布教史に見える通り、日本司教空位期間の教會主宰者に關する紛議が耶蘇會と他の三修道會との間に生じた。耶蘇會の在俗司祭七人が一致して耶蘇會管區長ヴレンチン・ガルヴリュを代理司教に推薦すると、その會の宣教師達が文書に署名してこれを認めたが、その一六一四年十二月二十一日には、フランシスコ會士二人、ドミニコ會士一人外一人がカルヴリュの司教代理の任務を廢すると明記した文書を公證人に作らせた。それは日本司教の權限をマニラの司教に移す目的で行はれたのである。そこでカルヴリュは司教代理の職權によつて、それらの四人を譴責し公證人に教會より破門の處分に付する旨を發令し、これを諸天主堂の門に掲示させた、然しこれは却つて三修道會側を反撥させ、彼等はドミニコ會のフランシスコ・デ・モラーレスを代理司教に推舉して對抗した。かうして暫くは兩者の軋轢が續いたのである。

この紛争は司教空位の間代理司教の權限を獲得するために勃發したのであるが、その頃より三修道會の側に耶蘇會出身の司教とは別に、それらの會のための一司教

を日本に置きたいといふ希望があつたやうである。その一證として、一六二〇年頃にローマ聖廳の布教聖省會議で日本司教問題が提案されるべきの用意に編述されたと思はれる一文書の内容を紹介しよう。その文書は、伊達政宗のローマ遣使の理由と支倉等使者の動靜とをかなり詳しく記してマドリド及びローマに於て使者に對して行はれた歡待を述べた後に、使節の嚮導者たるルイス・ソテロの功績を嘉賞した教皇パウロ五世に、ソテロが伊達氏の出費負擔を條件としてフランシスコ會出身の司教駐錫を請願したことを傳へてゐる。教皇は異端審問聖省へ諮問してそれを裁可したが、その實現に不熱心な人々が妨害を加へた。さうして教皇廳からエスパニヤ政府へこの案を委託されると、使節たる支倉六右衛門は、この種のことゝが宗教の最高支配者だけで決らずして、俗界の君主の承認を得なければならぬのを奇妙に感じたといふ。教皇は意中はその司教候補者としてソテロ自身を考へてゐたが、エスパニヤの印度樞機會議では、日本はポルトガル人の發見した國であるから、この案はポルトガル印度樞機會議所管であるというて反對する樞機卿もあつたために、正式にはきまらなかつた。そのうちに日本に於けるキリスト教徒大迫害の報知が來たから、二人の樞機官が最早この案を評議するの必要がなくなつたと説い

て否決してしまつた。然るにまた迫害が奥州以外で起つたといふ知らせがあつて、再度エスパニヤ國王へ奥州司教區設置の請願が行はれたが、さうかうしてゐるうちに一六一七年使節一行もエスパニヤを出發せねばならなくなり、有耶無耶のうちに葬られた。最近（即ちこの文書の作られた直前に）にローマでは、伊達氏の感謝狀を受けてから、彼の好意に大いに期待が繋がれ、教皇はその書と一緒に覺書を布教聖省へ委託して、再び司教を置く案の評議を要求したといふ。

この文書によつて、伊達氏の遣使を好機としてフランシスコ會より奥州司教區創設を企圖し、教皇が遣使の功績に報いてそれを嘉納したけれども、教皇廳内に妨害者があり、且つエスパニヤの印度樞機會議でも否決されてうまくゆかなかつたことがわかる。ソテロの提案には司教區の費用を伊達氏が負擔するといふ申し出が付いてゐるが、その事實の如何は別問題として、兎に角エスパニヤ政府にとつて司教維持の出費を要せぬことは極めて有利な條件であるにも拘らず、これを受けなかつたのは、エスパニヤの當局が日本に於けるこの間の事情に通じてゐなかつたため、また日本をポルトガルの援護する耶蘇會の布教區と見做す傳統を尊重したためであつたらう。それとは反對に、耶蘇會の布教獨占の教皇令を出してか

ら三十年を経たローマ教皇廳の方が、寧ろ耶蘇會以外の修道會出身の司教増置案を支持するに傾いた事は留意に價するところである。さうして前に關説した如く、一六二〇年頃に編述されたローマ布教聖省の文書は、多分伊達氏の感謝狀到着の機會に、教皇が伊達氏の好意に期待して布教聖省會議へ覺書を交付し再度奥州司教増置案の審議を求めたといふ、その覺書に該當するのであらう。それ故にローマでは、その頃にもなほこの問題に少なからぬ執着が抱かれてゐたことは確かであらう。

かくして三修道會の司教區設立の希望は、この一六一四年乃至一五年頃より二〇年頃に亘つて何かの機會を以て實現に向はうとする程度に達してゐたことが、これを以て推察せられる。その後の數年間は、この問題に關する記録を見ないから確かめられぬが、少しも進展しなかつたか若しくは進展すべき機會を三修道會が有しなかつたことは想像の及ぶところである。

## 二

一六二五年に東印度に於ける布教の權限に關する、教皇がドミニコ會フランシスコ會及びアゴスチーノ會<sup>(8)</sup>より請願の審査を布教聖省へ委託した事がパジェスに見えてゐるが、それはその後布教聖省が日本に於ける教區の

配分、新司教區の創立案などを樞機卿達の決議に俟つ事にしたと記されてゐる事と關聯してゐるのは推察に難くない。その當時の司教區創立案は、直接にその關係文書を見ないから内容に就ては詳にしないが、兎に角ローマ聖鬘に於て更めて三修道會の請願によりこの問題に何かの意志を表示する必要に迫られたことは確かである。

次いでパジェスに據れば、同年六月十二日に教皇が、日本に於ける耶蘇會と三修道會とが互にその間の軋轢を避け、一六〇〇年十二月二日付、一六〇八年六月十一日付、一六二五年五月二日付の諸教皇令を遵守すべきを命令したといふ<sup>(10)</sup>。ここに言及してゐる三教皇令は、内容に若干の相違があるけれども、ポルトガル及びゴアを經由してならば耶蘇會以外の修道者に日本布教に加はることを許し、現任の司教の權威に服すべきを命ずるものであるから、この當時に於けるローマ最高當局の見解は、耶蘇會出身以外の司教の日本駐錫を認めぬものであつたと見做すべきである、更にパジェスに、教皇が司教區の配分を承認しなかつたと記されてゐるのも、これに關聯してゐるところであらう。然しローマの樞機卿達は、エスパニヤとポルトガルとにある教皇使節を通じてエスパニヤ國王とこの問題を協議する方が適切であると考へ、又日本に大司教座聖堂建立の考へをも有してゐたとあり、

一方ではエスパニヤ國王の方でも日本國內に新司教區を設けるまでマニラの司教がその任務に當るやうにと求めたことが見えてゐるから、教皇自身の見解とは別にローマ聖廳でもエスパニヤ政府内でも、日本に耶蘇會以外の新司教を置く方に傾いてゐたことは推察の限りである。その間の微妙な事情の委細に就いては、ローマやエスパニヤの諸文庫に、これを徴して確か得べき文書が傳存してゐると思ふが、今はそれに觸目するの機會に恵まれぬから、ここにはパジェスを介して推察するにとどめる。

一六二六年以後になつて俄かに日本の司教問題がマドリ及びローマの當局者の留意を喚び、その實現への前進を開始したのである。それは主として三修道會を代表して種々の調査書類を携へ一六二二年に日本を發ちマニラを経由してヨーロッパへ來たドミニコ會のデイエゴ・コリヤードの熱心な奔走があつたからである。コリヤードは一六二五年にはローマにあり、二六年にマドリへ歸つたが、吾人は先づマドリ政府に對してコリヤードの働きかけた結果を一文によつて知ることが出来る。それは一六三二年頃に、在日本のフランシスコ會アゴスチーノ會ドミニコ會よりエスパニヤ國王へ提出した請願書<sup>(11)</sup>であつて、一六二六年に彼がマドリでエスパニヤ國王へ覺書を捧呈した機會に、諸修道會の代表と國王の聽在

司祭とよりなる諮問會議が設けられ、日本の二百萬に近いキリスト教徒が苛烈な迫害を蒙つてゐるが、その久しい間司教空位のために堅振の秘蹟が受けられず、また宣教師が不足するに拘らず日本人に叙品する事もできないといふコリヤードの報告を議題とし、エスパニヤ國王からローマ教皇に對し日本に大司教一人、司教二、三人を常駐させるやうに請願すべきだと議決したことが記録されてゐる。この文書に従へばエスパニヤに於けるこの特別の諮問會議はコリヤードの要求を承認して、ローマへ移牒請願するやうに國王へ勸告することになつてゐる。そこにいふ司教空位とは、三代目の日本司教セルケイラの死後、一六一八年に耶蘇會のデイオゴ・ワレンテが任命されたけれども、澳門に駐在して日本へは赴任しなかつたことを意味してゐる。されば一六三二年には、布教聖省がこの司教に司教區へ赴かぬ理由の報告を命じた程である。次いで一六二八年九月三日付でコリヤードがマドリからローマの布教聖省へ送つた書翰<sup>(12)</sup>には、彼がエスパニヤ國王及び大臣達と交渉したけれども、司教區をどのやうに配置するかはローマ教皇廳に屬する事務であつてローマで定められる筈だといふ意見であると報ぜられてゐるから、マドリ政府では日本に司教を増置することだけは承認してゐたものと見える。このコリヤードの

書翰を得てから、布教聖省は同年十月十七日付でマドリ  
ーにある教皇使節へ發した訓令に、エスパニヤ國王と大  
臣達とに司教増置に關する布教聖省の意向を説明し、國  
王の選任した委員の特別會議で充分の審査を求めらるやう  
にせよ、迫害激烈にして日本教會の事情が切迫してゐる  
から、差し當つては一日も早く司教を派遣せねばならぬ  
か、日本の現狀では司教といへども貧しい生活に堪へね  
ばならぬ故に、ヨーロッパに於ける如く富裕にして勢威  
ある人物でなくともよいといふことを説明せよとの趣旨  
が見えてゐる。パジェス(15)にも、一五二八年にローマ布教  
聖省が日本に大司教座聖堂を建立し、また第二司教を置  
かねばならぬ事、それは宣教師補充のために日本人を司  
祭に叙品せねばならぬからだとの見解が抱かれたと傳へ  
られてゐる。さればローマではコリヤードの報告に從つ  
て、日本の情況の一日も忽せにできぬのを悟り、從うて  
司教問題に對し極めて積極的になり、エスパニヤ政府へ  
應急の處置をとるやうにと督促するまでに進んでゐたの  
である。さうして、ローマ側の見解が凡て三修道會を代  
表するコリヤードの意見そのものに近かつたことは、こ  
の年ポルトガル側の案である東印度布教を諸修道會に割  
りあて訓令を交付するといふ職權に關するマドリー印度  
樞機會議の決議を布教聖省會議が否決し、またファイリッ

ピン經由で日本へ宣教師の渡航することを禁ずるエスパ  
ニヤ政府（即ちポルトガルの主張による）の命令を不可  
としたところによつても充分察知できるところである。  
ここに於て吾人は、コリヤードが三修道會を代表して  
司教増置案の實現のために努めた理由を正確に知つてお  
かねばならない。彼はその後一六三二年頃にローマの布  
教聖省へ送つた日付の見えぬ一書翰(17)中にこれを七つに分  
けて説いたが、その要點は次の如くである。日本六十六  
州に散在して六十萬人に及ぶキリスト教徒には多數の司  
教が必要である。ヨーロッパより遠く距つてゐる日本に  
於て、迫害のため次第に減少して行く司祭を補充する途  
は唯一つそれらの司教によつて日本人を司祭に叙品する  
ことであるが、それは論議の域を脱して最早絶對の必要  
に迫られてゐる。迫害が苛烈を極めてゐるこの間に數多  
のキリスト教徒は堅振の秘蹟を受けることもできず、二  
十年間も司教を見ないことさへある。なほ耶蘇會と他の  
諸修道會との軋轢も各修道會出身の司教が日本に駐在す  
るやうになれば、自らに終熄して鎮靜に歸し、教義その  
他の布教用語も統一される筈だといふ。  
これらの理由を挙げ、コリヤードの熱情を以て説いた  
のであるから、また前にも述べた如く耶蘇會出身の唯一  
人の司教さへ澳門に留つて日本には駐錫しなかつたため

に、實際には日本に一人の司教もゐなかつたから、ローマ聖廳でコリヤードの案そのものを當然支持し、それを一日も早く實現せねばならぬと希望するに到つたのは決して怪しむべきことではない。

然しエスパニヤ政府側では、ローマ聖廳とは若干の事情が異なり、直に全面的にコリヤードの説を肯ひ難い、若しくは實行し難いものがあつた。それは即ちエスパニヤ國王がポルトガル國王を兼ねてゐた事實から、ポルトガル政府の實權をも有したので、ポルトガル人側の見解即ち在日本耶蘇會の主張を斥けることができなかつたのである。さればエスパニヤ政府ではなほこの司教問題を俄かに決定し難かつた事情を知つて、コリヤードの熱心な奔走が行はれ、教皇廳も外交使節を通じてマドリール政府を動かさうとしたのである。念のためにこの際に於けるポルトガル側の主張を明かにしておく必要があらう。それは一六二八年に在りリスボアの教皇使節代理より教皇へ送つた書翰<sup>(18)</sup>によつて明白に知られるから、その趣旨を次に要略しておかう。

耶蘇會以外の修道會が日本の布教に加はつてからは、布教の効果が擧がらぬばかりではなく、教會の信用を失ひ、日本よりキリスト教の驅逐される原因にさへなつた。さればエスパニヤ國王がそれを心痛し、特別會議を

設けて評議せしめた結果、向後十五年間は耶蘇會士以外の修道者の日本渡航を禁ずること、若し熱情のあまりに入國するとすれば、耶蘇會との摩擦を避けるため互ひに分擔の地域を定め、而かも耶蘇會に最大の地域を配分すべきこと、その配分は凡てポルトガルの印度樞機會議に一任すべきこと、若し耶蘇會士以外の修道者の日本へ赴く者があれば、メキシコ及びフィリッピンを経由せず、東印度よりすべきことを國王に建議したといふ。さうして教皇使節代理は以上の如き事情を報告した後にそれに應ずる教皇令の發令を請願し、且つエスパニヤ國王の同趣旨の書をこれに同封したと認めてゐる。

この報告書には司教に關することは一言も見えぬけれども、在ポルトガルの教皇使節代理として、在日本耶蘇會の立場を支持し、他の三修道會の布教勢力を大いに縮小すべきを説くものであるから、三修道會の司教増置運動には勿論反對であることは當然暗示されてゐると解すべきであらう。さうしてエスパニヤ國王がそれと同意見である故を示すために、その親書をも同封したといふのである。

この文書の反響は直にローマに現れた。それは「日本の事項に就いて一六二八年にエスパニヤで行はれた決議の摘要」と題する文書<sup>(19)</sup>に見えるところである。即ち、そ



れには日本及び東洋諸國の布教に就いて教皇の設けた特別會議で六つの決議が行はれ、それを教皇令を以て裁可されるやうに請願したこと、その第一は、最近の十五年間に耶蘇會以外の他の修道者の布教參加を以て、かへつて損害を生じたから、耶蘇會士以外は日本へ入國せぬこと、第二は、司教が新に赴任して日本内地に駐在し、若しそれが不可能ならばより近い處に在留すること、第三は二千レグアも距つてゐるゴアの司教の決裁を得てゐては凡て遅延に失するから、澳門の司教へ訴願を受ける權限を移讓すること、第四は日本近隣の諸國へは耶蘇會以外の修道者も赴くことができ、その間の布教區域の配分は、適當な命令を與へる國王所屬のポルトガル樞機會議の管理に屬すること、第五は、それらの諸國にはカテキズモ・ロマノを用ゐ、別にそれを印刷しても差し支へないこと、第六はフィリッピン群島及び西印度を經由してそれらの諸國へ渡つてはならぬことである。

これによつて、ローマに於てはポルトガル側の要請を容れ、而かも耶蘇會出身司教の十餘年間に亘る日本不在の事情を斟酌しながら、新司教の増置だけを實現しようとする耶蘇會にかなり有利な折衷案である。然し極めて不徹底な案であることは新司教が日本内地に駐在できねばより近い處に在留すべきだといふ一項だけを指摘して

も肯かれる筈である。三修道會の請願は殆ど無視されてゐるから、彼等がかやうな折衷案で満足するとは、これを決議したローマの特別會議でも豫期しなかつたらう。

ローマではこれより前に、在日本耶蘇會の立場には大きな關心を有せられてゐたのである。それは一六二七年三月十二日付で在マドリーの教皇使節から布教聖省のルドヴィジ樞機卿宛に、耶蘇會宣教師對ドミニコ會フランシスコ會アゴスチーノ會修道者の間に日本入國に關する對立的意見があるから、布教聖省より兩方の理由の詳細を知りたいので調査し報告せよといふ命令を受けた。それ故に兩方の主張を聽き、エスパニヤの大臣達の考へをも叩いて報告しようといふことを報じてゐる書翰<sup>20</sup>によつても確かめられるところである。この文書の出たときには已にコリヤードがローマに對してもマドリーに對しても三修道會を代表して奔走してゐたときであるから、それに拘らずなほ耶蘇會側を敢て無視するやうな見解がローマになかつたことを知られるのである。

然しながら、前述の如く、在ポルトガル教皇使節代理の報告によつて、教皇の設けた特別會議が耶蘇會側に有利な建議をしたけれども、それによつてローマの方針をどれ程に變更することができたであらうかは、寧ろ大いに疑問である。吾人は今はそれを確實に知るべき資料を

有してゐない。前にもパジエスを引用して述べた通り<sup>(21)</sup>に布教聖省が、凡てポルトガル側の態度に斷然反對であり、教皇の特別會議の建議を容認する程緩和した考へを有たなかつたことだけは斷言できる。

### 三

一六二九年には、布教聖省は八月七日に東印度の司教座聖堂増加に關するアゴスチーニユ・ダス・シャーガスの提案を評議し、在エスパニヤ及びポルトガルの教皇使節へそれを送つて、兩國政府當局者に同意を求めさせようとしたことが、パジエス<sup>(22)</sup>に見えてゐる。そのいふ東印度とはこの場合に主として日本を指すことは疑ひない。さうしてシャーガスがポルトガル人にしてコリヤードと同じくドミニコ會修道者であることに留意すべきである。これを以て布教聖省が日本の司教増置問題の解決を更にドミニコ會より督促され、エスパニヤ及びポルトガル政府の決意を請求してゐることがわかる。次いで同年十一月十七日付で在マドリール教皇使節から布教聖省へ送つた書翰<sup>(23)</sup>に、エスパニヤ國王が日本司教の件でエスパニヤ人とポルトガル人とよりなる會議を創設したので、教皇使節自身がその會議の速かに開かれるやうに盡力した後、會議々員に勸説したこと、日本に大司教座聖堂及び司教

座聖堂建立の決定が行はれるやうに努力することなどが報告されてゐるのは、前記の布教聖省よりの要求に應ずるエスパニヤ政府の處置と教皇使節のそれに對する奔走を傳へるものに外ならない。

翌一六三〇年二月一日にも、布教聖省では日本に於ける司教増加案に就いての處置、それに關してエスパニヤ國王の設けた前記のエスパニヤ人ポルトガル人よりなる特別會議開催遲延の理由に就いての在マドリール教皇使節の書翰が披露されてから、更めてエスパニヤ國王に對してそれを督促するやうにと教皇使節へ訓令を發するに決したとの消息がパジエス<sup>(24)</sup>に傳へられてゐる。

さればエスパニヤ國王が特別會議を設けたけれども三箇月近くも實際に會議が開かれず、従うて何等の決定にも達せぬので、布教聖省がそれを焦慮してゐたことが知られる。さうして同年三月十六日付で布教聖省がコリヤードへ送つた書翰<sup>(25)</sup>には、一六二九年十二月十五日付のコリヤードの報告書が、聖省會議で披露されたが教皇使節を通じてエスパニヤ國王の返答の送達されるときに更めてその趣旨を考へるためであるといふことが見られる。蓋しコリヤードがマドリールに於て特別會議のためにも非常に奔走してゐたのであらう。

次いで四月三日付の同布教聖省よりコリヤード宛て

書翰<sup>26</sup>では、コリヤードの出した一月一日付の報告書によつて彼の一方ならぬ骨折がわかつたこと、正式の會議でつくられる決議でなければ最後の決定に達せぬから、できるだけ速に抄るやうに期待する旨が傳へられてゐる。この消息も、亦ローマでは正式の外交機關を通ずる以外にコリヤードに特別會議若しくは印度樞機會議に對して一層の促進運動をするやうに求め、且つ期待してゐる次第を漏らすものである。

更に同年五月七日付在マドリール教皇使節から布教聖省への報告書に、日本司教増置の案が最近エスパニヤの印度樞機會議に委託されたがその結果には期待できる事、その會議の議長及び樞機卿數人と共に使節自身が有効な斡旋をなすつもりであること、この案の成立を熱望するデイエゴ・コリヤードと了解しあうてあらゆる手段を講ずる筈であることが報ぜられてゐる。さうして同年七月二十日付布教聖省より在マドリールの教皇使節宛ての書翰<sup>28</sup>に、教皇使節がエスパニヤの印度樞機會議の議長及び諸大臣と協議して聖省の要請のために盡力したことを嘉賞し、キリスト教徒の激烈な迫害を受けてゐる日本に司教があるから一層の努力を切望する旨の訓令が見える。

以上の諸文書によつて、エスパニヤ國王の設けたエス

パニヤ人ポルトガル人よりなる特別會議が、何かの理由によつて開催を遅延したけれども、兎に角一應の決議をしたらしいこと、更にこれをエスパニヤの植民地管理最高機關たる印度樞機會議へ移されたが、會議の成り行きが必ずしも有望ではないから、ローマの外交使節とコリヤードとが極力その會議で司教増置案成立のために奔走してゐることがわかるのである。これは當時のエスパニヤで政治の形式や手續を重んずるために事務の滯滞してゐたといふ理由ばかりに歸せられない。されば、パジェスに據れば、<sup>29</sup>前引の五月七日の在マドリール教皇使節の報告のことであらうが、同年七月八日に布教聖省で披露されたが、エスパニヤの樞機會議の審議が日本の現状により敏捷な運びを要求するのに應じ難いものであるとの見解が抱かれ、日本教會の危機を憂へて一層の努力をするやうにと教皇使節へ訓令したことが見えてゐる。

布教聖省のこの見解はその後になつて、重大な危惧となり、對エスパニヤの交渉に焦燥の態度が現れた。前引の三修道會よりエスパニヤ國王への請願書に、一六三〇年七月二十四日マドリールで諸修道會代表會議の議決が行はれたので、國王が再度印度樞機會議へこの司教増置案を送致したと記されるのに關聯して見れば、<sup>31</sup>在マドリールの教皇使節が同年九月十七日付でこの問題でなほ盡力を

續けてゐると布教聖省へ報じ、また九月十四日付で<sup>(32)</sup> 教皇使節參事官フランチェスコ・デリ・アルビジより、聖省へ一層詳しく傳へて、參事官が使節の命を受けて印度樞機會議の樞機卿達と話したこと、樞機卿の數人に積極的の賛意が認められるが、反對する人も若干あり、特にプエブラ伯が最も頑強にして、この問題がエスパニヤ國王とその樞機會議とに屬すべきで、教皇の示唆することではないとの意見を有してゐること、デイエゴ・コリヤードがその請求に應じて國王へ決議書を提出したと語つたことなどを述べ、更に十月十二日付で同じアルビジより<sup>(33)</sup> カピタン・カザノールワ宛てて、國王の聽罪司祭から國王へ意見書を奉つたとの消息をコリヤードより得たことこの問題に就いて最後の決定に達すると期待してゐるとき、ポルトガルの印度樞機會議の誤解によつて妨害を受け、有利な勅令の出る筈であつたのに、國王の聽罪司祭も俄かにその意見を變へてしまつたこと、この數日間その件で督促されてゐるが、急速には達成しきうもない、そのわけはエスパニヤでは總て事務が滯滞する慣はしであり、國王は大臣を皆引きつれてエスコリヤルの離宮へ行つたので、その歸還まで請願を受け付けないからだと報じてゐることは、悉くローマの希望がエスパニヤを相手にする限りでは、遅延に遅延を重ねて容易に實現しき

うにも見えず、外交使節の交渉督促が殆んど効果を示さなかつた事實を語るものである。  
なほ引き續きマドリール政府内に於けるこの司教問題に關する推移は教皇使節より布教聖省へ以下のやうに報告された。一六三〇年十二月十一日付では、<sup>(34)</sup> 日本司教増置案の進行が好望であるとせられた、即ち國王を動かすに最も有力な聽罪司祭がこれを支持するやうになり、國王はその意見を諮問委員會に託したがそれはエスパニヤ、ポルトガル、印度の三人の議長が二人の顧問官と共に加はつたこと、エスパニヤ側の議長へは教皇使節より了解を得たが、ポルトガル側の議長ヴィリヤエルモーサ伯はどちらかといへば耶蘇會に心を傾け、印度の議長は、前にその會議に出た印度の顧問官二人に差し支へができたので本日の會議を延期したと述べて、この問題に就いての諮問委員會の経過を報じた。次いで翌三一年一月十五日付では、<sup>(35)</sup> 前記の十二月十一日付の報告を確認し、なるべく早く諮問委員會が開かれるやうに催促してゐる事、デイエゴ・コリヤードの提議が有利に捗つてゐることを傳へてゐる。更に同年三月二十八日付で使節參事官アルビジよりインゴリ樞機卿宛に、<sup>(36)</sup> デイエゴ・コリヤードの提案に關する三國代表者會議を開かねばならぬ責任者ヴィリヤエルモーサ公が、それをなるべく遷延しようとし

てゐること、耶蘇會側で延期を策してゐるのか、それとも他の原因によるのかよくわからぬこと、然しエスパニヤの議長と共に奔走して、ヴィリヤエルモーサ公が臨席しなくても會議を催すことができるとの了解を得たことが通達され、四月二十四日付の教皇使節の報告書では、この懸案決定の遅延に對してはできるだけ盡力してゐること、日本布教の獨占を希望する耶蘇會側の請願を支援するポルトガルの議長と顧問官との考へを聽いて見てもその妨害のための遷延とは信ぜられぬこと、遅れたけれども兎に角諮問委員會議が聞かれ、議長のヴィリヤエルモーサ伯缺席のまま、ポルトガルの一顧問官が出席して議事が進行し、その間に數人の反對があつたが、それでも有望な手段が残つてゐること、議長がこの決議に署名をしようとしないうこと、宣教師達が覺書をこの會議へ提出し且つ他の人々を集めて新に會議を催し得るやうになる勅令が出たこと、以上の困難を克服するつもりであるから、布教聖省でも少しく餘裕を以て見てもらひたいといふことが書かれてゐる。同日付でアルビヂよりは、<sup>(38)</sup>コリヤードの提案に關して諮問委員會議が開かれたこと、コリヤードが暫くマドリを離れてセビーリヤで數箇月滞在する筈であることが報ぜられた。續いて六月四日付の同じいアルビヂの報告書には、<sup>(39)</sup>この諮問委員會議は終

に國王の決定如何に係り、教皇使節がなほ盡力する餘地があること、然し耶蘇會側の有する強大な力が決定を遅延させてゐるといふことが見えてゐる。

以上に煩を厭はずローマの外交機關によるマドリ政府のこの司教問題に關する消息を一々指摘したのは、ローマの熱意に對比してエスパニヤ側がどれ程誠意を缺いてゐたかを知るためである、さうしてマドリに於て形式的にでも若干の進捗があつたのは殆んど悉く、この問題の提案者たるデイエゴ・コリヤードの熱心な推進力によることは明かに察知せられ、ローマの外交機關もこれと呼應して、エスパニヤの當路者を刺戟してゐたのである。

#### 四

この司教問題に對するエスパニヤ政府の態度は、これまでに引例した資料によつて知られる如く、甚だ消極的であつた。それは前にも述べた通り、主としてポルトガル側の強力な牽制策によるところであるが、コリヤードの熱意とローマ側の盡力とがこれに對抗して、憂柔不斷の政府當局者をどれ程まで動かし得るかが、この案の實現の如何を左右したのである。エスパニヤ政府内の有力者の多くも、多分、日本に於ける司教増置案には反對で

はなかつたのであらう。コリヤードの提案の當然な理由を承認した人もあつたらうし、またローマ聖廳の異常な決意に動かされた人もあつたらう。さればただ荏苒として延ばしてばかりあるわけには行かず、一應の決定に達せねばならなくなつた。その経過を傳存文書によつて次に叙述しよう。

その年即ち一六三一年九月二十一日付のアルビジから布教聖省への報告書<sup>(40)</sup>に、その前週に日本司教問題で委員會特別會議が開かれ、デイエゴ・コリヤードが大いに努め、兎に角決議が行はれたが、ポルトガル側のヴィリヤエルモーサ公がその決議に署名しようとしなかつたので最後の決定にまでは到らなかつたこと、また教皇使節とエスパニヤ側の議長とが熱心にそれを支持してゐるから前途に希望が繋がること、されば布教聖省から一層の支援を受けなければ充分の活動ができぬことが傳へられてゐる。更に十一月二十九日付<sup>(41)</sup>で同じアルビジは、去る日曜日につひに開かれた第二回目の會議で、ヴィリヤエルモーサ公がエスパニヤ側の議長を前にして、自己の出席如何を口實にして會議を延期させたこと、同公が布教聖省の案に反対したこと、主計官ソロールサノがこの會議の更新を急いでゐるから、やがては好結果が期待されることが報ぜられた。さればポルトガル側の反對に拘ら

ず、エスパニヤの諮問委員會で實施決議にまでは到達しようとしてゐたのである。翌三二年一月三十日付<sup>(42)</sup>で同アルビジは、日本司教の件で委員會議が催され教皇使節が諸委員に説いたこと、國王の勅令が待たれてゐて、それまでは決定せぬこと、コリヤードが熱心に決議を要求し、且つ布教聖省へこの間の経過を報告したことなどが見えコリヤードも一月二十四日付で布教聖省へ宛て<sup>(43)</sup>その活動の一斑を報じた。それによれば日本司教の件は、マドリで神學者達の諮問會議と、エスパニヤ、ポルトガル及び印度の議長達と政府諸大臣との委員會議によつて決定し、エスパニヤ國王よりローマ教皇へ提出することになつたが、その文書の寫しを教皇使節へ交付したこと、また昨日エスパニヤ側の議長が國王の名で印度の議長へもそれを送付した、それは印度樞機會議の手續きをどつて教皇へ報告されるためであること、布教聖省へは教皇使節から送達されるだらうと思ふが、別にその副本を最初の便でコリヤード自身教皇のもとへ送ること、エスパニヤ國王よりローマ教皇宛の文書はなるべく速かに發送されるか、若しくはコリヤード自身がそれを携行すること、なほ神學者の諮問會議録も他の委員會議録も同じいことであるが、諮問會議録の方が正式であり、一見しても立派に作つてあること、それに就いてはローマへ行つてか

ら説明することなどが見えてゐるのである。されば逡巡するエスパニヤ當局者を鞭撻してこの決定にまで運んだコリヤード自身の満足と教皇使節の喜びは甚だ大きなものであつたらう。されば同年三月七日付のアルピジの布教聖省宛報告書<sup>(44)</sup>にも、日本司教増置に關するエスパニヤ國王の勅令に教皇の承認を求めためコリヤードが國王の公文書を携へてローマへ行つたならば、この件で彼の行ふ非常な努力が理解される筈だが、それは實に稱讚に價するだけでなく褒賞すべき程であるといふことを述べたところによつても察せられる。

然しエスパニヤのこの決議に伴ふ勅令の發出が實際にこの司教問題にどれ程の効力を有したであらうか。それに就いては前に引用した在日本の三修道會よりエスパニヤ國王へ奉つた請願書に見え<sup>(45)</sup>るところを以てその答へに代へることができ。その文書には、大臣達の會議で議決してから、國王が、三人乃至四人の司教を日本に常駐せしめる必要と理由とを決定したので、その年二月末にやうやく印度樞機會議よりローマ教皇廳へ通達されたこと、教皇は直にエスパニヤの要請を承認して教皇令を出したけれども、エスパニヤ國王の名による司教候補者の推薦狀がローマへ來ないために、教皇が任命するに到らないこと、それ故に三修道會はエスパニヤ國王へ司教推

薦狀を速かにローマへ送達するやうに請願したことが見られる。このやうな請願書を三修道會がエスパニヤ國王へ提出せねばならなかつた理由は、蓋し久しい慣例では東西印度の司教はエスパニヤ國王またはポルトガル國王がその適當の候補者を選んでローマ教皇へ推薦し、教皇がそれを任命する形式を履んで來たからである。それは布教の最高支配權がローマにあつたけれども、實質的にその費用を負擔するエスパニヤまたはポルトガルの政府が、それを左右したからである。さればエスパニヤに於て日本司教増置のことが決定しても、その候補者を推薦しなければ、實際には任命することができないことになる。

それ故に、前引の三修道會の請願書は、それを焦慮して國王の許可があれば、日本司教の詮衡者を三修道會で指名しても差支へがないと附言し、更に新に任命される司教が一般の宣教師と一緒に旅行をし、宣教師と同様に日本で生活するから、司教として特別の費用を政府が補給しなくてもよいこと、但し日本に於ける迫害の熄まぬうちは若干の援助を要するが、それは大司教一人司教二人として五十マラヴェデイで足り、耶蘇會の現任司教デイオゴ・ヴレンテに供與されてゐる金額に等しく、それをマニラ政廳の會計部から支給されれば司教三人に配分

して當分は濟むこと、迫害が終熄すれば日本のキリスト教徒が司教の維持費を負擔するだらうとのことを述べて政府の出費の大きからぬわけまでを説いてゐる。果してこの請願書のいふ程度の負擔だけで済むならば、エスパニヤ政府は出費のことで司教の任命を躊躇するわけがなかつたらう。

なほ請願書には、新しく任命さるべき三司教とポルトガル及び耶蘇會との關係に言及して、同一六三二年一月二十三日付の勅令で、ポルトガル及びその印度樞機會議で日本の教區の配分も司教の任命も行はねばならぬと規定されてゐる趣旨が履行されることになり、エスパニヤとポルトガルとの兩國が互ひに教區を分割し、過去十六年間の歴史を有する耶蘇會の司教の推薦はポルトガルの樞機會議に保留すべさだに記されてゐる。

この趣旨は、恐らくエスパニヤ政府内でコリヤードの案の進捗を妨げた最大の理由に對する辯明であらうと思はれるが、三修道會の司教増置と日本の教區配分の提案そのものが、元來形式上でも保持して來た耶蘇會の布教獨占權を侵害し若しくは縮小するものであるから、ポルトガル側を納得させるに足らなかつたに違ひない。その上ポルトガル人の側からいへば、日本政府では既に一六二四年以來エスパニヤ人との通商を禁じてゐるから、通

商と布教とが互に相支援する國家的政策の上でも、エスパニヤ派遣の他修道會士が公然と日本の教區を分擔するのを快くは思はなかつたかも知れない。されば、コリヤードの提案がローマで支持せられたとしても、ポルトガルの當局者を、また耶蘇會の當事者を納得せしめ得たかどうかは疑はしい。

かくして以上のやうな理由を添へたこの請願書は、その最も肝要な點即ち國王に司教候補者の推薦を求め、若しくは三修道會にその詮衡者の指名を委任せられたといふ趣意に於て、結果より見て政府に一蹴されてしまつたのであらう。

それに就いてパジエスに、教皇アレクサンドル六世の教皇令によつて、エスパニヤが全印度保護權志望のために、新しい聖職者の任命を希望しなかつたが、それはエスパニヤが日本に對して政治的野心を有つてゐるだらうとの疑惑を日本皇帝に懷かせ、迫害を一層酷しくするかも知れぬといふ理由と、司教選任に關する教皇の權限が危くなるだらうといふ理由とで、ローマ聖廳から承認されたこの消息が見えてゐる。エスパニヤの司教任命を希望しなかつた理由は頗る漠然としてゐてその眞意を把握し難いが、直接にその文書に觸目しないから、これ以上のことは知り難い。察するに、舊來の慣例による司教推



薦の權利をこの度に限り放棄し或ひは忌避して、司教任命を遷延する消極的手段をとり、ローマ教皇廳のこれに對する態度を靜觀したのではなかつたか。さうして教皇廳はこれを承認した二つの理由によつて、畢竟は日本の迫害の急迫とエスパニヤ政府の實行力の弱小とを悟つて遂にこの司教問題に關してはエスパニヤ政府を顧慮せず、に獨自にこれを決定し且つ推進しようと思つたことを意味するに外ならない。

## 五

さてマドリに於ける畫策奔走を一先づ終へて、その結果を携へ、エスパニヤ國王より教皇宛の文書と委員會の決議とをローマへ齎したデイエゴ・コリヤードのローマに於ける活動を説かう。推察し得る限りでは、コリヤードがマドリ政府の内情と決意の程度とを、吾人の窺ひ知らぬところまで委細に傳へたに違ひない。さうしてローマ聖廳へその方策を献言したであらうし、自ら推進の一役を務める用意をも有したであらうことは、彼の強い意志とローマ聖廳の彼に對する信賴とより見ても當然あり得べきである。吾人は一六三二年中に如何に彼が活動したかを證する數種の文書を紹介しよう。

先づ日本國內で司教を如何に配置すべきかを彼は考案

してこれを布教聖省へ提出した文書には、ミヤコに大司教を、長崎・四國・江戸・奥州に各別に司教を置き、その各司教區管下に屬すべき國名を列記してある。推察するに彼は長崎には耶蘇會出身の司教を、奥州若しくは江戸にフランシスコ會出身の司教を、四國にはアゴスチーノ會出身司教を、さうして多分ミヤコにコリヤードの屬するドミニコ會出の大司教を配する考ではなかつたか。後に述べる如く、大司教がドミニコ會より選ばれたところより見て、これはあながち無稽な推察ではないと思ふ。更に別な一文書で<sup>(48)</sup>コリヤードは布教聖省へフィリップス司教區と日本司教との關係を説いて三項目を列舉し、日本の大司教を司教達の中から選ばぬ場合には、日本に近いマニラに重要な司教區があるから、その司教を首座とすること、司教達の死後にその後任者を定めるには日本に首座司教、即ち大司教を置く方がよいこと、アゴスチーノ會は一六一七以來日本で布教し、殉教者も出てゐるから、是非司教を有すべき事を述べた。蓋し日本司教の支配權をマニラへ移して、澳門にあつた耶蘇會出の司教の日本布教獨占權を打破し、コリヤードの代表するエスパニヤ派遣の三修道會が實質的にこれを左右しようといふことに外ならない。コリヤードはこれをマドリに於てエスパニヤ政府へ提示したかも知れぬが、勿論顧慮せら

れる筈がなかつたから、ローマへ来て、布教聖省を動かさうとしたのは興味あることである。さうして日本に大司教を必要とする案は、このときから切實な問題とされたのではないかと思ふ。またアゴスチーノ會出の司教の要望はこのときに特にそれを述べる事情があつたのであらう。

コリヤードは同じい文書で更に、前記のマニラ司教首座案に關聯して、東西印度全般の布教管轄の更改を布教聖省へ提案し、教皇特使たるの責任者を設け、ゴアの大神司教に喜望峰よりポルトガルとエスパニヤの勢力圏境界子午線までを委ね、マニラの大神司教がその子午線から日本、支那を含むアジアに於けるエスパニヤ勢力圏を管すべきことを説き、メキシコとペルーの大神司教の權域にも及んでゐる。この構想は三修道會から彼に委託した權限に屬するかどうかはわからぬけれども、兎に角コリヤードの傑出した人物たることを立派に證明すべき一例である。彼のこの大きな野心的な構案は、古くからフィリッピンの教俗兩界の人々によつて主張されて來た、エスパニヤとポルトガルとの勢力圏域の更改案に基づくことは疑ひない。さうして馬來半島を通る子午線を以てエスパニヤ・ポルトガル兩國勢力圏の境とするフィリッピンのエスパニヤ人のこの政治的主張が、ポルトガルの勢力の

日本・支那からの撤退を強制するものである。ポルトガル人がその多年の努力の權域を甘んじてエスパニヤ人に讓渡する筈もないので實際には容易に行はれぬ案であつた。コリヤードはこの兩國の政治上の了解の不可能なことを知つてゐたから、先づ布教權の上だけでそれを行はうと企てた、いひ換へれば政治に關係なくローマの聖廳命令だけで、ポルトガル側の布教權域を後退させ、フィリッピンの布教支配の實權をそれだけ擴大しようとしたのであらうが、彼が如何にローマ聖廳の信賴を得てゐたとしても、聖廳が敢てポルトガルとエスパニヤとの政府を無視してそれを敢行する力を有する筈がなかつた。パジェスには、この一六三二年にコリヤードが屢々布教聖省への請願書の終りにマニラの司教を教皇使節に任ぜられたいと書いたことを傳へた後、九月三日の布教聖省の決議は八箇條中の第八條に於て、日本をマニラの大神司教の管下とする案に就いての決議を延期する方がよいと定めたことが記されてゐることは、寧ろ無期延期といふ意味に解すべきであらうと思ふ。

コリヤードはなほ、日本に配置すべき三修道會の司教候補者を布教聖省へ推薦して、その名を擧げ一人一人に就いて簡略な經歷を添へてゐる。<sup>(50)</sup> 候補者には、アゴスチーノ會からペドロ・デ・ラ・マドレ・デイ・オス及びオ

ヌフリオ・デ・ラ・マドレ・デ・デイオス、フランシスコ會からペドロ・デ・ラ・コンセプションとミゲール・ソリヤノ及びデイエゴ・デ・サンフランシスコ、ドミニコ會からはドミニコ・デ・エルキシャとルカス・デ・エスピリト・サントとハシント・デ・エスキヴェルとアントニオ・ゴンサーレス及びフランシスコ・ピンチョが擧げられてゐる。マドリ政府へもこのやうな候補者の名を提示したかどうかは分らぬが、コリヤードはエスパニヤが司教推薦を拒否したところより、司教問題をローマだけで解決するに資するため布教聖省へ参考のために意中の候補者名を提示したのであらう。

また一六三二年末に布教聖省へ出した一書翰では、各修道會から選任された司教は所屬修道會士から敬意を以て遇せられ、その會の學校や修道院に泊るときは、これに衣食住を供すべきことを述べたが、これも勿論前の提案があつてから、その但し書の意味で留意を促したものであつたらう。

これらのコリヤードの提案が一六三二年中に、多分エスパニヤから携行した報告を布教聖省へなした後に行はれたのであらう。さうして、パジエスによれば、同年五月三十一日に布教聖省で日本司教増置の件を含めたエスパニヤに於ける會議の回答が報告せられ、聖省は教皇に

對する新しい報告書を作るに決定し、更にその後エスパニヤ國王がその會議の議決に添ふ教皇令を要求したといふが、エスパニヤ國王の要求がローマ教皇の期待に添ふものではなかつた筈であるから、コリヤードがこの間に決してマドリ政府のために盡力したとは思はれない。更に九月三日の聖省會議でこの決議に關する決議が行はれたと見えて、その決議の第七項に、

「聖省は、日本の爲に、或る數の司教達が定めらるべきこと、今日日本に滞在し、適當な日本人を司祭に上げる二つの命令を受けた大司教一人、又司教一人が直に定めらるべきこと、新たに任せらるべき大司教と司教とは、出来る限り俗間教師の中から選ばれるべきこと、日本人に就いて言へば、彼等はカトリックの信仰の強固な事が完全に證明されない前に、司教の職に任せらるべからざること、然しエスパニヤ王側から、又全印度の保護權を主張する點から見て豫測の困難なために、聖省によつて指定された日本の大司教及び司教を授品する資格、或は司教の信仰を固め、また授品する資格を附して、ペルシヤを経て、この國の司教の一人を遣はすことが、一番確實に思はれた。」

と傳へられてゐる。この消息は布教聖省でコリヤードの私案がそのまま通らなかつたことを明かにするもので

ある。その間の理由を推察すべき資料を缺くが、恐らくはコリヤードの提案する如き五人の司教を派遣し、その司教區を維持するに足る經費を支出し難いため、實現し得る程度で決定されたのであらう。さうして、司教の任命がエスパニヤの國王によつて承認せられさうもないときには、それらの司教をシリヤ若しくはペルシヤを経て派遣すべきであるとの案も、元來はコリヤードの考より發するところであつたといはれるが、<sup>(53)</sup>それを信すべき消息とすれば派遣の經路も、コリヤードの意見に従ひ、エスパニヤ政府の司教問題に關する方針が豫想されぬためエスパニヤ及びポルトガルの船に乗らず、兩國の領土を通らずしてペルシヤ經由の陸路に定められたのであらう。但しコリヤードの案が、ペルシヤより更に陸路を追うて支那へ達し日本へ渡るのか、それともペルシヤより印度へ出で、それより船便によるのかは明かではない。なほこの問題に就いてはローマではその年内には次の経過をとつて行つた。パジェスの傳へるところに據れば、この年九月二十二日に布教聖省は、教皇令の發令を求め、<sup>(54)</sup>には、エスパニヤ國王の要求で同國王の同意を得る手續きをとり、且つ上告のために教皇使節が認定されるまでは大司教、司教の任命を保留すべきものと信じた。また十一月二十一日に教皇令の形式に就いて討議され、エ

スパニヤ國王のことは、その教皇令の表面に一切記してはならぬといふことになつたといふ。<sup>(54)</sup>これは蓋し、エスパニヤ國王の介入を表明して、日本當局者にその政治的野心の疑惑を抱かせ、迫害を一層烈しくする事を避けるためであつたとの理由が表面的にとられたに違ひない。なほこの間に於て言及しておくべきは、フィリッピンに於てもこの司教問題が深い關心を有たれてコリヤードの活動に遠くから聲援してゐたことである。コリヤードのローマに於けるまたマドリに於ける奔走の結果は凡てフィリッピン及び日本の三修道會へ通知されてゐたに違ひない。さればコリヤードと同じ修道會に屬する在マニラのドミニコ・デ・ゴンサレスの<sup>(55)</sup>一六三二年七月十一日付ローマにあるコリヤード宛の書翰に、コリヤードがこの問題に熱心に盡力してゐるのはマニラでもよくわかつてゐること、この問題は頗る重大であつて、司教を増置するにしても収入がこれに伴はぬと面倒なことになる、うまく行かぬかも知れぬ、といふのは司教一人毎に五百ペソで足りるが、八つの修道會が各別に出費するのは言うて行ひ難い場合があるからだといふこと、また原始キリスト教會に於ける如く、司教と雖も當時日本にゐた宣教師達と同様に甚だ貧しい生活をせねばならぬこと、但し日本の迫害もその絶頂に達すれば終熄するのも

時の問題となり、その後は日本人が司教を支援するやうになるだらうと叮嚀に且つ委細にその意見を述べてコリヤードを大いに激励したのである。また同會のガブリエル・ポルトカレローも七月六日付でマニラから同様にコリヤードを勵ます趣旨の書翰を送つた。これらの書翰を以て、フィリッピンに於けるコリヤードへの期待の如何なるものであつたか、且つは當時としては司教増置の容易ならぬことを悟りながらも、日本布教の將來に對する樂觀的の見込みより、如何なる耐乏を敢てしても將來のために司教問題に成功しようとする彼等の熱意を知るに足らうと思ふ。

## 六

同じい一六三二年には司教問題と密接不離の關係にある在日本耶蘇會の布教權獨占を廢止するの案が布教聖省の審議に上つてゐたから、司教問題の側面を明かにするために、その経過を説いておかねばならない。耶蘇會の日本布教權は、前にも述べた如く、一五八五年にグレゴリオ十三世の教皇令によつて定められ、ポルトガル國王を兼ねるエスパーニヤ國王の勅令を以て保證せられたが、その後、數代の教皇が命令を發してそれを確認しながら若干の緩和條件即ちポルトガル領印度及び澳門を經由す

れば他の修道會士も日本へ渡り布教することができるといふことを追加されて來たのである。然し、それは當初より有名無實であつて、日本布教參加の熱望を有するフィリッピンのフランシスコ會士を始めとして、ドミニコ會士、アゴチスノ會士が、この命令を侵して相次いで日本に布教し、且つ耶蘇會布教獨占到關する教皇令の廢止を熱心に主張し且つ請願して來たのである。

前にも引用した如く、パジエスは一六三二年九月三日の布教聖省會議の決議八箇條を傳へ、その第七條に於て大司教一人、司教一人の増置を認めたのであるが、寧ろこの日の決議が凡て日本布教聖會の活動を制限他の三修道會布教の條件を改善するものといつても過言ではないのである。即ち第一條に於て、耶蘇會士だけでなく、あらゆる修道者の日本入國を自由にする、第二條に於てポルトガル以外の經路からでも日本へ自由に入國できること、第五條に於て修道者の通商貿易參加を嚴罰を以て禁ずること、第七條に於て前述の司教増加のことを詳記してゐる。唯第三條だけは、各修道會で教義の一致と結合を勧めらるべきことや、服裝・規則・訓練を統一して、多様性を示さぬことなど從來の耶蘇會の實踐主張したことを肯定するに過ぎない。この布教聖省の決議が行はれるには在日本の三修道會を代表するデイエゴ・コ

リヤードの奔走が與つて力のあつたこと、さうしてローマ教皇のコリヤードに對する信賴が壓倒的であり、コリヤードの主張が殆んど悉く採用されたことは推察に難くない。かくして布教聖省の決議は、一六三三年一月十日に教皇の確認を経て、同年二月二十二日、終にウルバノ八世の教皇令として公布されるに到つた。教皇令の趣旨は更めて述べるまでもなく、前記の布教聖省の決議の内容を法令化したものであつて、その主眼とするところは耶蘇會士以外の修道者が、ポルトガル領印度を経由せずとも日本へ自由に赴いて布教できることにあり、その他に宣教師があらゆる形式で商業貿易をするのを嚴禁すること、日本の苛烈な迫害の故を以て、司教の授くべき秘蹟を、正當の布教權を有する司祭により代行できること、司教を實質的にローマ聖座の特使と認め、諸修道會間のあらゆる争論の裁決をこれに委任し、最も重大な場合だけ聖座の權限に保留することなども添へられてある。この教皇令は在日本耶蘇會に對する強い批難を暗示するものであつて、殊に三修道會が早くから指摘してゐた耶蘇會が布教費補充のために日支貿易に加つて來た事實を茲に於て斷然嚴禁するに至つては、その意味が最も強く觀取される。さうして司教に諸修道會間の争論の裁定權を與へたのも、新に日本へ派遣される耶蘇會以外の修道

會士を以て豫定されてゐる大司教と司教との耶蘇會に對する實權確保のためと見做すべきで、他修道會士の日本入國の制限撤廢に伴ひ極めて重大な意義を有するものであらう。

この教皇令の内容に就ては、ローマ聖廳とエスパニヤ政府との間に充分な了解があつたのではない。少くともコリヤードの主張はポルトガル側の支援する耶蘇會の立場を無視する事になり、従うてそれを顧慮せねばならぬエスパニヤ政府の消極的な處置を介意せずに發令されたのであらう。されば教皇令公布後も、エスパニヤ側の承認を得るのにローマ聖廳は甚だ慎重な手段をとつたやうである。教皇令をエスパニヤ政府へ通達すべきを命じた布教聖省より在マドリーの教皇使節宛の訓令があるが、<sup>59</sup>それには、その訓令と同封して教皇令の寫しを送るからエスパニヤ國王と諸大臣とにそれを通告し、政府がコリヤードへ必要な援助を與へるやうに交渉せよ、但しエスパニヤ國王から教皇へ送つた書翰にある請願は、エスパニヤ諸大臣の盡力さへあれば困難なく行はれると信ずるといふことが書かれてゐる、この訓令の日付がわからぬが、コリヤードがローマからマドリーへ行つた四月上旬に發せられたものであらう。更に五月四日付の同教皇使節宛訓令では、<sup>60</sup>ポルトガルの教皇使節代理へも教皇令の

寫しを送つたが、エスパニヤ國王及び諸大臣がその實施を妨げることなく、かへつてその援助が期待される旨の教皇使節の通知があるまで公表を控へよ、と命じたことを通告してゐる。またそれより前三月五日付の同教皇使節への訓令には、<sup>(61)</sup>聖省の送る書翰二通を以て教皇令實施のために修道士達との交渉に關して聖廳の本意を知ること、交渉中は妨害を避けるためそれらの書翰の他見を許さぬことを命じてある。この訓令申の修道士達とは耶蘇會所屬若しくはこれを支持するエスパニヤの實權ある修道士者を意味するのであらう。その外にも同教皇使節宛日付不明の更に詳しく指示した訓令には、<sup>(62)</sup>秘密を守るべき三事を擧げ、その第一に、修道者との交渉のことは他に漏れると妨害を受けるかも知れぬから公表してはならぬこと、第二に、教皇令にエスパニヤ國王の名の記載がないのは、オランダ人が故意に日本國王にこれを通告するとき、エスパニヤ國王への疑惑が増して、そのために迫害がひどくなるからであるが、そのことにエスパニヤの大臣達が觸れないなら教皇使節も積極的に説いてはならぬこと、第三に、日本の諸司教のことでイェゴ・コリヤードの齎した諸文書のことを上訴を受ける法官が決定すべきであるが、更に熟慮するの要があり、充分な調査を希望されてゐるので、間もなく決定する筈であるこ

とを述べてある。第一項の修道者との交渉といふのは前述の如く耶蘇會側との交渉を意味するのであらう。第三項は司教増置の問題をマドリで充分調査するといふことであらうが、確かにはわからない。

以上に擧げた布教聖省の諸訓令によつて、ローマ聖廳がエスパニヤ政府の不滿を豫め察して、なるべく聖廳の方針に同意を得るやうにしたいと希望し、且つ努めたこと、一方では多分耶蘇會側の不滿をも緩和しようとして秘かに交渉したらしいことも推察される。エスパニヤ政府との交渉には教皇使節がこれに當つたばかりでなく、ローマからマドリへ歸つて來たコリヤードも熱心にそれに協力したことは、在マドリーの教皇使節參事官フランチェスコ・デリ・アルビヂより七月二日付でインゴリ樞機卿に宛てて、<sup>(63)</sup>コリヤードがエスパニヤの樞機會議に教皇令の實施を承諾させるために及ぶ限りの努力をしてゐると報じたところによつても確かめられる。然しながら、その交渉の経過は順調には行かなかつた。それは同年八月二十日付で同じアルビヂから布教聖省のパンフィリオ樞機卿に宛てて報告をした次の趣旨によつて知られる。即ちイェゴ・コリヤードがエスパニヤの印度樞機會議へ教皇令を提出したが、教皇令中にエスパニヤ國王の請願によつてといふ但し書が入つてゐないといふ故障

を申し出る樞機卿があつた、それには教皇並にエスパニヤ國王が宣教師を利用して日本の占領を企ててゐるとの疑惑を日本人に懐かせぬやうにするため故意に閑却したと答辯された、然し後になつて最大の故障とわかつたのは、寧ろこの皇教令公布のためエスパニヤ國王の公文書が送られたに拘らず、カステロ・ロドリゴ侯の別に送つたこの件に關する書翰を大臣達が受けとつてゐないといふことであると報ぜられてゐる。さればエスパニヤでは當局者の間に意見の相違や、手続き上の不行届きなどが續出して容易に承認を得るまでに行かなかつた。それには、恐らくそのやうな表面上の理由の下に、この教皇令に賛同し難い根本的の理由が伏在してゐたのであらう。かうして、この交渉に手間どつてかなりの時日を費した。少くとも四月には教皇令の寫しが教皇使節からエスパニヤ政府へ傳達されてゐたのに、八月二十九日になつて漸く承認を得たのであるが、而かもエスパニヤ國王の名が教皇令に現れてゐないといふ理由を以て、慣例通りにローマ駐劄のエスパニヤ大使へ承認の公文書を送ることをしなかつたのである。<sup>(65)</sup>かくしてエスパニヤ政府の二應の承認を得たが、名實共に完全な了解を達成したのではなくその支持を受けることもできなかつた。このことはこの教皇令に就いてだけでなく、司教増置の問題もこれと

密接不離の關係を有したから、エスパニヤ政府側のローマに對する不満が對耶蘇會即ち對ポルトガルの圓滿な解決がない限り容易に溶解難いものとなつたのであらう。

## 七

諸修道者の日本へ自由入國に關する教皇令の公布と關聯して、司教増置案に就いても、マドリ政府の態度如何に拘らず、ローマ聖廳ではその實現を急いだ。パジェスに、一六三三年二月十四日コリヤードの要求によつて二つの點を吟味するため布教聖省に特別會議がつくられたが、その一つは日本に創設すべき或る數の司教區に關し、他の一つは印度に於ける教皇代理に關することであつたと傳へられ、<sup>(66)</sup>更に二月二十八日には、布教聖省でコリヤードの要求に基き、支那及び日本の司教區統一のため、耶蘇會の宣教師達の希望をも顧慮して、若し希望が相當の形式で表明されてゐるならば、教皇の裁定に委ねべき覺書の起草を命じたといふ。<sup>(67)</sup>これらの記事はコリヤードがマドリへ發つ前に、司教區の配分や教皇代理の權限に就いて前年布教聖省へ提案したものに若干の修正を加へ、更に諸司教區統一のために條件付で耶蘇會側の希望を容れて、司教區増設案の實現を早めるやうに促したことを示すものと思はれる。



次に四月十二日には希教聖省で特別會議の決議を、殊にドミニコ會士アゴスチーニユ・ダス・シャイガストフランシスコ會の一宣教師とを日本の司教に叙任すること  
を承認し、またトレントの公會議の決議に従ひ、現任の  
耶蘇會出身日本司教デイオゴ・ヴレンテがその教區に駐  
在すべく、それに服従せねば司教職を剝奪するの要あり  
と付け加へたと傳へられる。<sup>(68)</sup> されば、今や新司教増置の  
實現を急ぎ、候補者の詮衡も終へてドミニコ會士とフラ  
ンシスコ會士より選任し、又久しく澳門に於て任地へ赴  
かぬ現任の耶蘇會出身日本司教に日本駐在を強制し、迫  
害中の日本に於ける司教補充を少しでも容易ならしめよ  
うとしたのであらう。布教聖省の文庫に、一六三三年五  
月十七日特別會議で日本司教に關する議決が行はれたと  
後書に記されてゐる一文書があるが、<sup>(69)</sup> これも亦司教詮衡  
に關するものであらうと想像する。また同年九月三日付  
で布教聖省から在マドリーのデイエゴ・コリヤードに宛  
てた書翰<sup>(70)</sup>中に、コリヤードが前に五月六日付と七月十日  
付の書翰で日本司教に推薦して來た二人の人物のことで  
また日本で必要とする教皇特使の人物に就いて、布教聖  
省に對して行はれた通りに報告を送つて來たのを、マド  
リーにある教皇使節へ表示した筈だといふことが見えて  
ゐるが、それは同年六月十日付及び七月十日付でコリヤ

ードがマドリーから布教聖省のパンフィリオ樞機卿へ宛  
てて出した二つの書翰<sup>(71)</sup>で、日本司教の候補者になつてゐ  
るフランシスコ會のペドロ・デ・ラ・コンセプションとア  
ゴスチーノ會のペドロ・デ・ラ・マドレ・デイオスの人  
物に就いて、その性行・素質などを報告したのと關聯あ  
るものであらう。蓋しコリヤードは前年に推薦したアゴ  
スチーノ會の二人、フランシスコ會の二人の候補者から、  
更めて一人づつを布教聖省へ推舉し、依然として司教問  
題の主導者たるの役目をしてゐたのである、それは布教  
聖省より在マドリー教皇使節へ九月三日付<sup>(72)</sup>でそれを傳達  
してゐるところでも察知される筈である、さうして司教  
候補者はこれらの人物だけに止まらず、コリヤード自身  
もその一人に擬せられてゐたことは、マドリーに於ける  
フランシスコ會代理にして、コリヤードがフランシスコ  
會出の司教の一人として聖省へ推薦したペドロ・デ・ラ・  
コンセプションが、この年七月七日付で布教聖省へ送つ  
た書翰<sup>(73)</sup>中に、デイエゴ・コリヤードが日本に於ける布教  
の經驗を有し且つローマに滞在して聖廳とも交渉がある  
ので日本司教の一人として推薦されたと聞いたが、コリ  
ヤードは、學識と人徳が共に不足し、その修道會の名譽を  
危険に陥れる者であるから、司教の重任には不適當であ  
ると述べてゐるところより知られるが、コリヤードを推

薦したのは布教聖省内部の人であつたかも知れない。その外にも候補者が擧げられてゐた。前に一六三三年三月三十一日付書翰で在マドリイ教皇使節より、日本布教を切願してゐるからといふのでその人物と家系・経歴が聖省へ報告され、その後にも日本大司教の候補者に推薦されたことのあるポルトガル人アントニオ・デ・パロス・イ・メンドンサが、一六三三年七月十日付でマドリイのフランチェスコ・インゴリ樞機卿に宛て、自らエスパニヤ及びポルトガルにある教皇使節に識られてゐることを述べて、司教候補に自薦する書を出した。かくしてパロスに就いて同年九月三日付で布教聖省から在マドリイ教皇使節へ、嘗て一六三一年三月に教皇使節が日本布教の適任者として推薦したアントニオ・デ・パロスが司教の重任に堪へる人物であるかどうかを調査せよとの訓令が發せられ、更に一六三三年九月三日付で、布教聖省はパロスへ宛て、エスパニヤの教皇使節からの返書が着き次第に聖省會議で議決が行はれること、それに就いて目下日本派遣の手段が評議されてゐるから、パロスの日本行が少し遅れるかも知れないと傳へてゐる。かくしてパロスも勿論有力な候補者と考へられてゐた事は疑ひない。さればパジエスに、コンセプシオンとマドレ・デ・デイオス及びアントニオ・デ・パロスが日本司教の適任者と

して記されたと見えるのは以上の経緯に照して充分肯かれるところである。但しコンセプシオンが間もなく司教候補者たることを辭退したことは、同じくパジエスがそれを傳へてゐる。

これらの司教候補者詮衡に就いては、直接關係者以外に、特にエスパニヤ政府には絶対に秘密にせられたことが、前引のアルビヂよりインゴリ樞機卿宛の七月二日付書翰によつて知られる。

このやうにエスパニヤ政府の替同を得ずして、日本の司教をローマ聖廳單獨で選任するのは前例のないことであり、従うてこの異常の情況に應じて特別の叙任の形式をとらねばならず、その他の點でも尋常の手段ではその目的を遂行することができぬのは、聖廳のあらゆる人々も自ら悟るところであつたらう。それを如何に處置すべきかを委細に考察して、一六三三年七月十三日の布教聖省特別會議へ建議したアゴスチーニユ・デ・プラーゲの一文書があるが、聖省の方針を決定的にした重要なものであるから、その要旨を次に紹介しよう。

その文書には、先づ日本に於ける司教増置案をエスパニヤ國王がローマ教皇へ請願して教皇の同意を得なければ、實際の任命が行はれてゐないので、日本教會のため是非それを實現するの必要がある、然しこの計畫は、共通

の敵により、宣教師達を使うて妨害される懸念があるから、任命の上は司教達をできるだけ速かに且つ秘密に日本へ出發させるやうにせられたいと建議の趣旨を述べてゐる。彼は次に任命の形式と赴任の経路とを四項に分けて立案した。第一には、ローマに於て絶對秘密にドミニコ會の一修道士を大司教に叙任し、即日その會の總長からそれをアルメニヤの管區長に任せられ、且つ聖廳の承認を得て、アルメニヤ人一人、二人を伴ひ、乏しい旅費でアルメニヤまでの旅途に就くこと、第二には、アルメニヤで教會のことを整備してから、代理人一人を残し、その國の教會のためにと稱してペルシャの首都へ赴き、更にその地に修道院創建の許可を求めるといふことにしてアルメニヤ人一人を残して去ること。即ちドミニコ會修道院への喜捨を請ひ、且つゴアのサン・トマスのコレジオでアルメニヤ人四人の學生の學費に喜捨を求める爲といふ口實を以てゴアへ向うて出發すること。第三には、ゴアではドミニコ會總長から與へられ、且つ教皇の認可を受けた極東諸國に對して權限ある布教聖省の巡察使たる特許狀を當局者に示すこと。第四には巡察の口實を以て速かにマラッカ及び澳門へ赴き、そこで日本の國情を調査し、最善の形式で最善の機會に司祭一人を伴うて日本へ入國することである。

この建議をしたアゴスチーニエ・デ・プラーゲはどのやうな人物であるかわからぬが、想像するにデイエゴ・コリヤードのローマ退去後に彼に代つて三修道會を代表して盡力し、ローマ聖廳に對しても相當の信望を有する修道士ではなかつたか。さうしてこの建議案は勿論アゴスチーニエ個人の計策といふべきではなく、多分三修道會の代表者も、恐らくは聖廳の有力者もこれに參畫してゐたのであらう。さればドミニコ會士より日本の大司教を選ぶことは、コリヤードのローマ滞在中より豫定されてゐたと推察されるが、この機會にそれを明示したのであらう。このやうな秘密の手段で叙任し、陸路を迂回して赴任することも、前にコリヤードの一度暗示したところである。さうして、この文書にははれてゐる共通の敵とは、ポルトガルの當局者やエスパニヤ政府の一部の人及び耶蘇會士を意味すること、宣教師を使うて妨害するとは、耶蘇會宣教師の介在を指すことには疑ひあるまい。これらの強力な共通の敵即ち反對者を憚らねばならなかつたのは、この司教増置案遂行の前途に自ら大きな暗影を投ずるものであつた。兎に角推察される限りではこの建議案は、前述の七月十三日の特別會議で採擇されずに違ひない。

このやうにして、日本司教選任並に派遣の準備は着々

として進行したけれども、なほ不足する重大な一事があつたらしい。それは即ちエスパーニャ政府の支持を離れて企てられたので、司教区の維持費は勿論、司教赴任の旅費の捻出方法に困難を感じたことであらう。されば、一六三三年十二月十六日に布教聖省は各修道會に對し、その出身司教のために毎月五百スクードを供與するやうに命する決議を行つた。

註

- 1 Magnino, Leo. Pontifici Nipponica, Roma, 1947. I, pp. 39—40, No. 24, 25.
- 2 岡本、日本耶蘇會とマニッピンの諸修道會との論争 (キリシタン研究第三輯 pp. 249—261)
- 3 Magnino, pp. 48—55, No. 27—55.
- 4 Ribeiro, Victor, Bispos Portugueses e Jesuitas no Japão, Lisboa, 1936.
- 5 岡本、同前、pp. 279 以下。
- 6 Pagès, Léon, Histoire de la Religion Chrétienne au Japon, Paris, 1869, I, pp. 257—258. 吉田小五郎氏譯、日本切支丹宗門史、上卷 p. 332.
- 7 Tabulario de Sacra Congregazione de Propaganda Fide, Lettere Antiche, Vol. 189, fol. 132. 布教聖省文庫の文書は翻譯を許されてゐないから、内容の一端を紹介するに止める。以後の引用は皆同様である。なほ以後は S.C.P.F. の略語を以て引用しよう。
- 8 Pagès, p. 614. (吉田氏、下卷 pp. 16—17)
- 9 Id., I. c.
- 10 Id., I. c.
- 11 SCPF, Vol. 190, f. 272.
- 12 Pagès, p. 783. (吉田氏、下卷 p. 230)
- 13 SCPF, Vol. 189, f. 145.
- 14 Id., f. 422.
- 15 Pagès' p. 683. (吉田氏、上卷 p. 103)
- 16 Id., I. c.
- 17 SCPF, Vol. 190, f. 406.
- 18 Id., f. 455.
- 19 Id., Vol. 129, f. 301.
- 20 Id., f. 95.
- 21 p. 38.
- 22 Pagès, p. 715. (吉田氏、上卷 p. 148)
- 23 SCPF, Vol. 98, f. 7.
- 24 Pagès, p. 740. (吉田氏、上卷 p. 178)
- 25 SCPF, Vol. 10, f. 6v.
- 26 Id., Vol. 10, f. 38.
- 27 Id., Vol. 98, f. 9.
- 28 Id., Vol. 10, f. 84.
- 29 Pages, p. 741. (吉田氏、上卷 p. 178)
- 30 SCPF, Vol. 190, f. 272.
- 31 Id., Vol. 98, f. 19.
- 32 Id., f. 23.
- 33 Id., f. 25.

- 34 Id., Vol. 100, f. 5.  
 35 Id., f. 6.  
 36 Id., f. 24.  
 37 Id., f. 13.  
 38 Id., f. 26.  
 39 Id., f. 30.  
 40 Id., Vol. 74, f. 175.  
 41 Id., Vol. 104, f. 8.  
 42 Id., Vol. 74, f. 177.  
 43 Id., Vol. 190, f. 292.  
 44 Id., Vol. 74, f. 183.  
 45 Id., Vol. 190, f. 272.  
 46 Pagès, p. 781, not. I. (宇田氏'下卷 p. 243. 註 58)  
 47 SCPF, Vol. 190, f. 417.  
 48 Id., f. 408.  
 49 Pagès, p. 780. (宇田氏'下卷 p. 227.)  
 50 SCPF, Vol. 190, f. 407.  
 51 Id., f. 420.  
 52 Pagès, pp. 781—782. (宇田氏'下卷 p. 228.)  
 53 Magnino, p. 164.  
 54 Pagès, p. 782. (宇田氏'下卷 p. 229.)  
 55 SCPF, Vol. 103, f. 68.  
 56 Id., f. 67.  
 57 Pagès, p. 781—782. (宇田氏'下卷 p. 227—228)  
 58 Magnino, I. p. 159 (この教皇令が解説を付して載せ  
 られてゐる。)
- 59 SCPF, Vol. 13, f. 29.  
 60 Id., f. 49v.  
 61 Id., f. 29 v.  
 62 Id., Vol., 104, f. 1.  
 63 Id., Vol. 103, f. 5.  
 64 Id., f. 7.  
 65 Magnino, p. 160.  
 66 Pagès, p. 799. (宇田氏'下卷 p. 258)  
 67 Id., p. 800. (宇田氏'下卷 p. 259)  
 68 l. c.  
 69 SCPF, Vol. 190, f. 420.  
 70 Id., Vol. 13, f. 91v.  
 71 Id., Vol. 103, f. 10, 13.  
 72 Id., Vol. 13, f. 91.  
 73 Id., f. 15.  
 74 Id., f. 23.  
 75 l. c.  
 76 Id., f. 22.  
 77 Id., Vol. 13, f. 91.  
 78 Id., f. 90.  
 79 Pages. p. 800 (宇田氏'下卷 p. 260)  
 80 SCPF, Vol. 190, f. 422.  
 (後書'この論稿は締切りまでの期間に添削が間にあはぬた  
 め、後半を割愛したから、首尾一貫しないうらみがある。事  
 情を記して讀者に寛恕を乞ひたい。)